

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 91 号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表下京福祉事務所の項中「保護第三係長」を「保護第三係長 保護第四係長」に改め、同表洛西福祉事務所の項中「保護係長」を「保護第一係長 保護第二係長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)